

平成30年10月5日開催

第6回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

平成30年度 第6回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 平成30年10月5日(金)  
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
 閉 刻 14時13分  
 3. 開催場所 遠軽町議会議場  
 4. 出席委員 13人

会	長	18番	新国	純一
会	長職務代理者	17番	石丸	博雄
委	員	1番	菅井	誠
委	員	2番	菅井	美德
委	員	3番	原田喜一郎	
委	員	5番	石山	幸一
委	員	6番	大河原	正一
委	員	7番	梶田	政實
委	員	9番	小野	人司
委	員	11番	中村	肇
委	員	13番	岡田	一司
委	員	15番	上野	邦彦
委	員	16番	鈴木	和弘

5. 欠席委員 5人

委	員	4番	西原	弘子
委	員	8番	早川	剛司
委	員	10番	須藤	智弘
委	員	12番	笹原	仁
委	員	14番	林	秀和

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	3番	原田喜一郎
委	員	13番	岡田 一司

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地利用状況調査の総括について

議案第2号 農地法18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
 用地利用集積計画について

議案第5号 あっせん委員の指名について

議案第6号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事	務	局	長	河本	伸二
農	地	・	農	業	振
興	担	当	係	長	小川
					哲也
農	地	・	農	業	振
興	担	当	係	長	森谷
					智之
農	地	・	農	業	振
興	担	当	係	長	梶田
					淳一

8. 会議の概要

議 長 　　ただ今から、本日招集された平成30年度第6回（H30.10.5）遠

軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員13名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、3番 原田委員、13番 岡田委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

(事務局長 諸般の報告)

◆ 諸般の報告

1. H30. 8. 6 (月) 13:30～

第5回農業委員会総会

2. H30. 8. 8 (水) 13:30～

平成30年度農地中間管理事業担当者会議【北見市北見農業会館】小川係長出席

【内 容】

農地中間管理事業や農地保有合理化事業における平成29年度の実績と平成30年度の計画について担当者から説明がありました。

3. H30. 8. 30 (木) 9:30～

農地情報公開システム事務担当者操作研修会【札幌市 TKP 札幌駅前カンファレンスセンター】小川係長出席

【内 容】

各農業委員会で整備している農地情報を電子化・地図化するシステムを整備し、インターネットで農地情報を一般公開するシステムの操作に関する研修を受けました。

4. H30. 9. 6 (木) 13:30～

第6回農業委員会総会～災害のため中止

5. H30. 9. 7 (金)～13 (木)

第5回遠軽町議会 (定例会)

河本事務局長出席

6. H30. 10. 2 (火) 13:00～

平成30年度ブロック別農業委員会研修会【北見市オホーツク木のプラザ】小川係長出席

【内 容】

農業経営基盤強化促進法の改正のほか、農地転用や遊休農地に対する措置、農地の権利移動に関する留意点などについて研修を受けました。

◆今後の予定

1. H30. 10. 10 (水) ~ 11 (木)  
平成30年度のうねんセミナー【札幌市北海道第二水産ビル】  
小川係長出席予定
2. H30. 11. 5 (月) 13:30 ~  
第7回農業委員会総会

議長  ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
          (質疑なしの声)

議長  質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。  
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」  
の規定に抵触する案件があります。  
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承  
をお願いします。

  それでは、議案第1号「農地利用状況調査の総括について」を議題とし  
ます。

  事務局から、議案を説明させます。  
          (事務局 議案朗読説明)

事務局  議案第1号「農地利用状況調査の総括について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1  調査年月日

- |        |       |          |    |         |
|--------|-------|----------|----|---------|
| ①生田原地域 | 平成30年 | 8月27日(月) | 午前 | 9時30分～  |
| ②遠軽地域  | 平成30年 | 8月3日(金)  | 午前 | 10時00分～ |
| ③丸瀬布地域 | 平成30年 | 8月10日(金) | 午前 | 10時00分～ |
| ④白滝地域  | 平成30年 | 7月26日(木) | 午後 | 1時30分～  |

2  調査農地面積

- |        |           |
|--------|-----------|
| ①生田原地域 | 2, 148 ha |
| ②遠軽地域  | 3, 053 ha |
| ③丸瀬布地域 | 837 ha    |
| ④白滝地域  | 1, 845 ha |
| 合 計    | 7, 883 ha |

3  調査結果

- |        |           |
|--------|-----------|
| ①生田原地域 | 耕作放棄地該当なし |
| ②遠軽地域  | 耕作放棄地該当なし |
| ③丸瀬布地域 | 耕作放棄地該当なし |
| ④白滝地域  | 耕作放棄地該当なし |

4  調査員等

- |        |      |    |     |    |
|--------|------|----|-----|----|
| ①生田原地域 | 農業委員 | 4人 | 事務局 | 1人 |
|--------|------|----|-----|----|

②遠軽地域	農業委員	8人	事務局	3人
③丸瀬布地域	農業委員	2人	事務局	1人
④白滝地域	農業委員	1人	事務局	1人

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号「農地利用状況調査の総括について」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

賃貸人－札幌市 ● ● ●  
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●  
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●、遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積 (㎡) 「5筆合計 124,528」

3 通知の理由

平成25年12月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その2

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一畑、宅地、田・現況は全て畑」・面積(m<sup>2</sup>)「5筆合計 40,071」

3 通知の理由

平成24年8月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その3

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●内外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m<sup>2</sup>)「2筆合計 32,000」

3 通知の理由

平成28年10月15日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類  
合意解約  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その4

1 通知者の住所氏名  
賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●  
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●  
● ● ● ●

2 通知の土地  
所在「遠軽町 ● ● ●、遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 内外4筆」・  
地目「公簿及び現況は全て畑」・面積 (㎡) 「5筆合計 43,000」

3 通知の理由  
平成28年11月14日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類  
合意解約  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その1からその4については賃借人が農業者年金を受給するため合意解約を行うものでございます。  
解約した農地は後ほど後継者と賃貸借を設定する予定でございます。

その5

1 通知者の住所氏名  
賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●  
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●  
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一畑、田、雑種地・現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 45,456」

3 通知の理由

平成21年7月15日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

これより、議案第2号についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、それぞれ関係する委員の退席を求めて審議を行います。

それでは、議案第2号「その1」から「その4」までの質疑を行います。「●番 ●●委員」の退席を求めます。暫時休憩いたします。（13：45～13：45）

議長 再開します。  
これより議案第2号「その1」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その2」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）



議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その3」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その4」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「その1」から「その4」の審議が終了しましたので、「●  
番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(13:46～13:46)

議 長 再開します。  
●●委員に申し上げます。  
議案第2号「その1」から「その4」については、原案のとおり決定し  
ましたので、その旨をご報告します。

続いて、議案第2号「その5」の質疑を行います。  
「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(13:47～13:47)

議 長 再開します。  
これより議案第2号「その5」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「その5」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」  
を入室させます。  
暫時休憩いたします。(13:48～13:48)

議 長 再開します。  
●●委員に申し上げます。  
議案第2号「その5」については、原案のとおり決定しましたので、そ  
の旨をご報告します。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議  
題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いた  
します。  
議案書をご覧ください。

整理番号4につきましては、所有権移転でございます。  
整理番号4・所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は  
畑」・面積(m<sup>2</sup>)「12,075」・譲渡人「●● ●●」・労働力(人)  
「0」・経営面積(m<sup>2</sup>)「畑 0」・申請理由「相続地を譲渡する」・譲  
受人「●● ●●」・労働力(人)「4」・経営面積(m<sup>2</sup>)「畑 529,  
288.97」・申請理由「経営の安定を図る」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件  
のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

これより、議案第3号についての質疑を行います。 「農業委員会等  
に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の  
退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(13:51～13:51)

議 長 再開します。  
これより議案第3号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(13:52~13:52)

議 長 再開します。  
●●委員に申し上げます。  
議案第3号については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号9~12につきましては、賃貸借でございます。  
整理番号9、所在「●●●、●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m<sup>2</sup>)「5筆合計 124,528」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H30.10.12」・終期「H35.9.11」・期間「4年11ヶ月」・金額(円)「年101,750」・支払方法「毎年12月10日までに指定口座振込」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農業者年金受給のため議案第2号で合意解約した農地を後継者との間で設定し直すものでございます。

整理番号10、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一畑、宅地、田」・現況は全て畑」・面積(m<sup>2</sup>)「5筆合計 40,071」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H30.10.12」・終期「H34.8.31」・期間「3年10ヶ月」・金額(円)「年122,500」・支払方法「毎年11月末までに指定口座振込」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農業者年金受給のため議案第2号で合意解約した農地を後継者との間で設定し直すものでございます。

整理番号11、所在「●●●」・地番「●●内外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 32,000」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H30.10.12」・終期「H38.3.31」・期間「7年5ヶ月」・金額（円）「年112,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農業者年金受給のため議案第2号で合意解約した農地を後継者との間で設定し直すものでございます。

整理番号12、所在「●●●、●●●」・地番「●●内外4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 43,000」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H30.10.12」・終期「H31.11.13」・期間「1年1ヶ月」・金額（円）「年129,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農業者年金受給のため議案第2号で合意解約した農地を後継者との間で設定し直すものでございます。

整理番号13につきましては、使用貸借でございます。  
整理番号13、所在「●●●」・地番「●●外37筆」・地目「公簿一畑、山林・現況は全て畑」・面積（㎡）「38筆合計 457,667」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「使用貸借」・法律関係「使用貸借」・始期「H30.10.12」・終期「H40.10.11」・期間「10年」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、貸主の農業者年金受給のため所有農地の全てを

後継者に無償で10年間貸し付けるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号についての質疑を行います、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(13:59~13:59)

議長 再開します。

これより、議案第4号「整理番号9」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第4号「整理番号9」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号10」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第4号「整理番号10」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号11」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第4号「整理番号11」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号12」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第4号「整理番号12」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号13」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第4号「整理番号13」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。

暫時休憩いたします。(14:01~14:01)

議長 再開します。  
●●委員に申し上げます。  
議案第4号については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第5号「あっせん委員の指名について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人  
紋別郡遠軽町 ●●●  
●● ●●

2 あっせん申出の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿-畑、宅地、田、雑種地・現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 46, 121.05」

3 あっせん申出の内容  
売買

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、議案第2号で合意解約した農地であります。  
以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第5号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 質疑なしと認めます。  
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
それでは、議案第5号のあっせん委員については、2番菅井（美）委員、5番石山委員を指名します。  
各委員は、宜しくお願いします。

次に、議案第6号「現況証明願いについて」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第6号「現況証明願いについて」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号28、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「2, 900」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「9番小野委員、12番笹原委員、17番石丸委員」  
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の準工業地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、9番小野委員、12番笹原委員、17番石丸委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

整理番号 29、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積 (㎡) 「9, 257」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「18番新国委員、11番中村委員、4番西原委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、18番新国委員、11番中村委員、4番西原委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

整理番号 30、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積 (㎡) 「293」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井(美)委員、16番鈴木委員、5番石山委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井(美)委員、16番鈴木委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

整理番号 31、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積 (㎡) 「446」・申請者「北見市●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の準工業地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。



他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

整理番号 32、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「12,030」・申請者「北見市●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「15番上野委員、10番須藤委員、1番菅井(誠)委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、15番上野委員、10番須藤委員、1番菅井(誠)委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

整理番号 33、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「2筆合計 673」・申請者「雄武町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第6号「整理番号28」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようですから、採決を行います。議案第6号「整理番号28」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号29」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第6号「整理番号29」について、原案のとおり決定することにご  
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号30」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第6号「整理番号30」について、原案のとおり決定することにご  
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号31」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第6号「整理番号31」について、原案のとおり決定することにご  
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号32」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第6号「整理番号32」について、原案のとおり決定することにご  
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号33」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第6号「整理番号33」について、原案のとおり決定することにご  
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これもちまして、平成30年度第6回農業委員会総会を閉会します。